

米兵による器物損壊事件に関する意見書

去る6月2日午前5時半ごろ、米軍嘉手納基地所属の空軍兵長が、本市野嵩の店舗前に駐車していた普通貨物車の補助ミラーやボンネットを木材でたたきなどして損壊した疑いで、現行犯逮捕される事件が発生した。

同容疑者の呼気からは基準値の約4倍のアルコールが検出されており、またしても米兵による飲酒がらみの事件が起こったことに対し、激しい憤りを覚えるものである。

本市では、ことしの2月に在沖米海兵隊員2等兵が、酒に酔った状態で民家に不法侵入した事件が起こったばかりであり、ここ数年の県内における米軍人等による事件・事故の発生状況は極めて異常である。

また、今回の事件は、昨年12月から全面禁止されていた基地外での飲酒を5月31日から一部緩和した直後に起こっており、米軍の綱紀粛正、再発防止策及び人権教育が全く実効性を伴わない形式だけにすぎないことを立証したといっても過言ではない。

本市議会は、これまでも米軍基地に起因する事件・事故に関し、再三再四にわたり各関係機関に対し強く抗議、要請を行ってきたところであるが、事件・事故は減るどころか、頻発している異常な状況に対し、市民・県民の不安と恐怖は募るばかりであり、断じて容認することはできない。

よって、本市議会は、9万5千人余の市民、沖縄県民の尊い生命・財産と人権を守る立場から、相次ぐ米兵による事件・事故に対し、厳重に抗議するとともに、下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

記

1. 当該事件の米兵に対する厳正な処罰と被害者に対する補償を速やかに行うこと。
2. 在沖米軍人・軍属等への人権教育のあり方を根本的に見直すとともに、一層の綱紀粛正を図り、実効性のある抜本的な再発防止策を講じ、速やかに公表すること。
3. 在沖米軍基地の一層の整理・縮小及び普天間飛行場の即時閉鎖、早期返還を実現すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年6月24日

沖縄県宜野湾市議会

宛先：内閣総理大臣、外務大臣、防衛大臣、沖縄及び北方対策担当大臣、
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長